

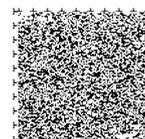
東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方

～2020年とその先を見据えて～

意 見 具 申

平成30年6月

東京都福祉のまちづくり推進協議会



平成30年6月26日

東京都知事

小池 百合子 殿

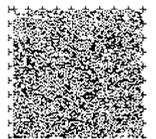
東京都福祉のまちづくり推進協議会

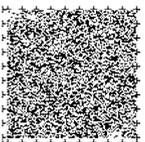
会長 高橋 儀平

東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方
～2020年とその先を見据えて～

(意見具申)

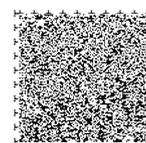
標記について、本推進協議会として別紙のように意見をまとめたので、
具申します。





目 次

はじめに	3
第1章 都におけるバリアフリーをめぐる現状	
1 社会的な背景・状況	4
2 国の動向	11
(1) 東京2020大会に向けた取組	
(2) 「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」の施行	
(3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の見直し	
3 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況	13
(1) 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進	
ア 公共交通	
イ 建築物	
ウ 道路・公園	
エ 面的なバリアフリー整備	
(2) 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備	
ア 公共住宅の整備	
イ 民間住宅の整備促進	
(3) 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実	
ア 障害者・外国人等への情報提供体制の整備	
イ ホームページ等による情報提供の充実	
(4) 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり	
(5) 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援	
ア 普及啓発等の充実	
イ 社会参加支援	
4 世論調査等の考察（福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果）	20
第2章 東京都福祉のまちづくり推進計画の改定に向けた今後の主な課題と方向性	
1 誰もが円滑に移動できる道路や交通機関等のバリアフリー化の更なる推進	26
2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備	27
3 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進	28
4 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進	29
5 都民の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進	29



第3章 推進計画の改定に向けた基本的事項

1 推進計画の目標と計画期間	31
(1) 目標	
(2) 計画期間	
(3) 都における他の計画との関係	
2 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理	31
3 施策の体系	32

参考資料

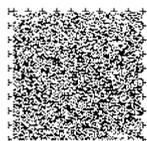
用語解説	33
------	----

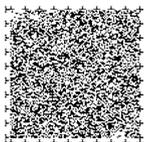
審議経過等

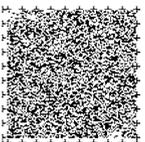
審議経過	35
第1 1期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	36

附属資料

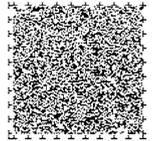
「東京都福祉のまちづくり推進計画」事業一覧（計画期間：平成26年度～平成30年度）	37
---	----







はじめに



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の開催を 2 年後に控えて、東京の福祉のまちづくりが急ピッチで進んでいる。

本意見具申は、平成 26 年 3 月に策定した東京都福祉のまちづくり推進計画が平成 30 年度で計画期間を満了するため、平成 31 年度からの新たな推進計画が策定されるのに伴い、東京都福祉のまちづくり推進協議会として、今後の計画策定に向けた意見具申を行うものである。

この 5 年間で都の福祉のまちづくり行政は大きな変動期に突入した。

一つ目は、東京 2020 大会の招致決定後の様々なオリンピック・パラリンピック関係施策の導入であり、都市・施設環境のバリアフリー化の進展である。特に、大会競技会場の建設及び競技会場への交通アクセスの確保は、最重要課題である。前者では、当協議会の当事者委員等が参加したワークショップが形成されている。後者は、移動交通サービスの確保、最寄駅から競技場までのアクセスの点検が、都と組織委員会が一体となって進められている。

二つ目は、国による障害者差別解消法の施行や建築設計標準の改正、バリアフリー法、旅客施設、車両整備ガイドライン等の改正の動きである。

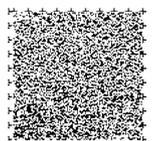
このような動きの中にあって、東京都は平成 28 年度に都民の福祉のまちづくりやユニバーサルデザインの意識の確認、残された課題を検証するため都民意識調査を実施した。結果としては、まだまだ福祉のまちづくりやユニバーサルデザインの推進課題が数多く存在することが判明した。もちろん進展への評価や継続的な課題も少なくはないが、今後の社会変動への新たな福祉のまちづくりの取組の必要性も指摘される。

三つ目は、これらの動向を踏まえた福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等の改正の必要性である。これまでの議論を踏まえ、2020 年を超えた福祉のまちづくりが、より円滑に進展するための整備マニュアル等を示さなければならない。

以上の経過を踏まえて、東京都におけるこれからの総合的な福祉のまちづくりを進めるために本意見具申を行うものである。限られた時間の中で委員の皆様には毎回たくさんの示唆に富んだ有益なご意見を頂き、積極的に意見具申として取りまとめたものであるが、今後の協議会で引き続き議論しなければならない課題も残されている。

本意見具申が、次期東京都福祉のまちづくり推進計画に十分に反映されることを強く要望する。

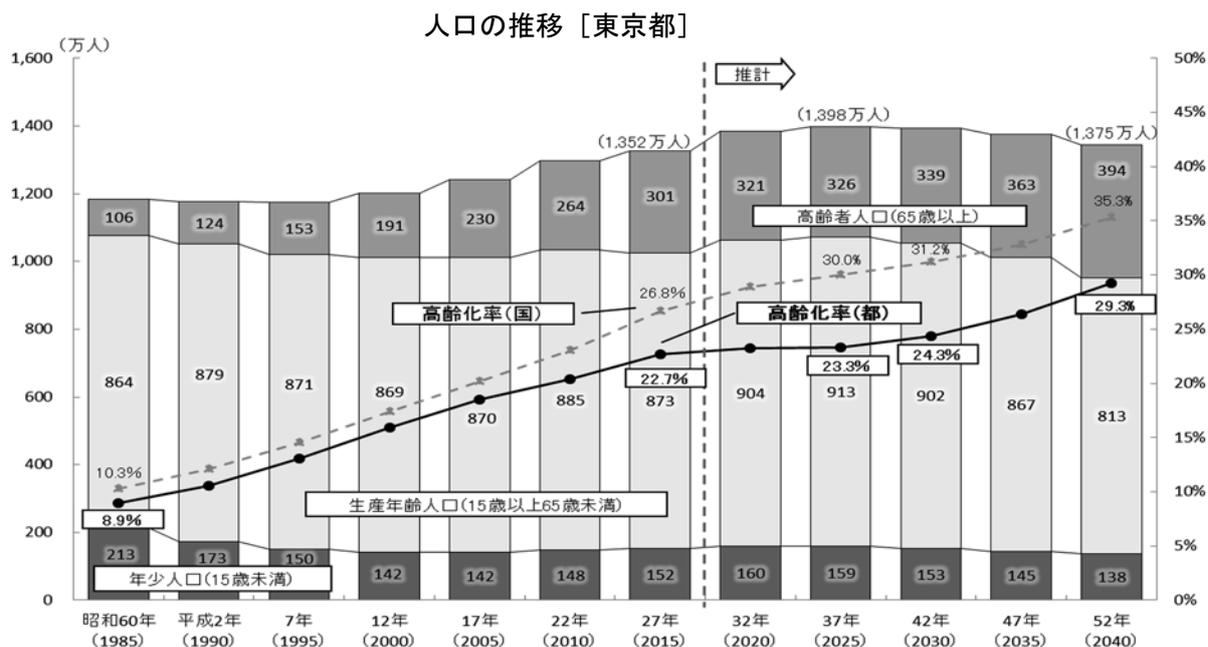
東京都福祉のまちづくり推進協議会
会長 高橋 儀平



第1章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

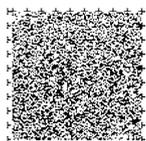
1 社会的な背景・状況

- 平成27年の国勢調査によると、東京都の高齢者人口（65歳以上）は、約301万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は、22.7%となっている。
- 今後も高齢者人口は増加が続き、「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年には約326万人（高齢化率は23.3%）、平成42年には約339万人（高齢化率は24.3%）に達し、都民の4人に1人が高齢者になると見込まれている。また、少子化により、生産年齢人口（15歳から64歳まで）や年少人口（15歳未満）は長期的には減少していくことが予測されている。
- 東京都における高齢化率は、総人口がピークを迎える平成37年には23.3%となり、さらに、平成42年には24.3%と、都民のおよそ4人に1人が高齢者になると見込まれている。



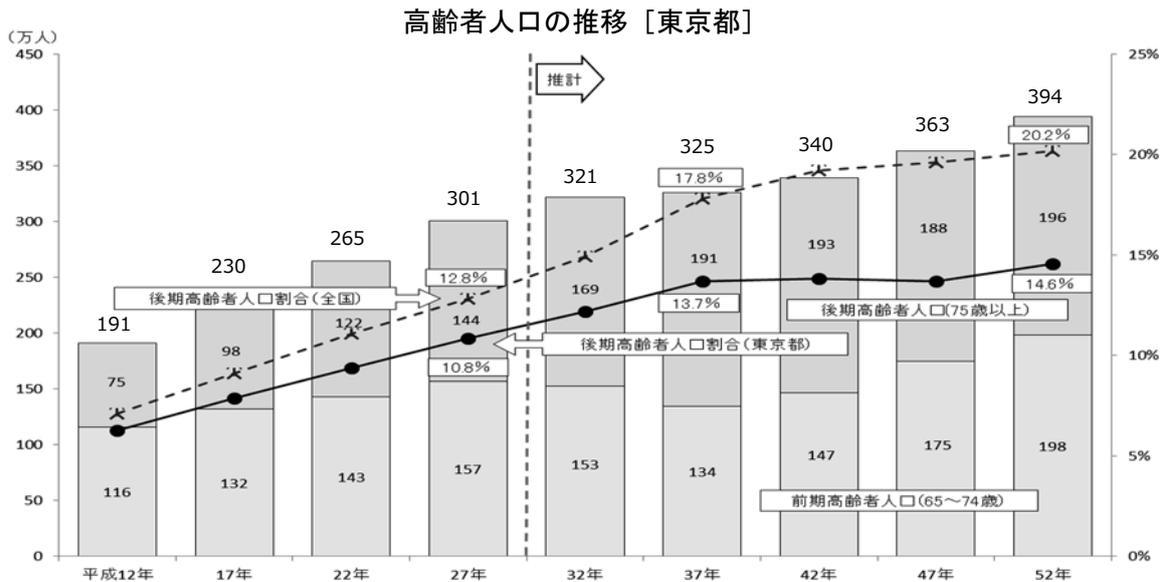
(注) () 内は総人口（昭和60年～平成27年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。）。1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

(出典：総務省「国勢調査」[[昭和60年～平成27年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月)[平成32年～平成52年の高齢化率(国)]、東京都政策企画局による推計(平成28年12月)[平成32年～52年])



○ 東京都の高齢者人口を、前期高齢者（65歳から74歳まで）と後期高齢者（75歳以上）とに分けてみると、平成27年は前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人となっている。高齢者のうち、後期高齢者の割合は年々上昇し、平成32年には後期高齢者が前期高齢者を上回ると見込まれている。

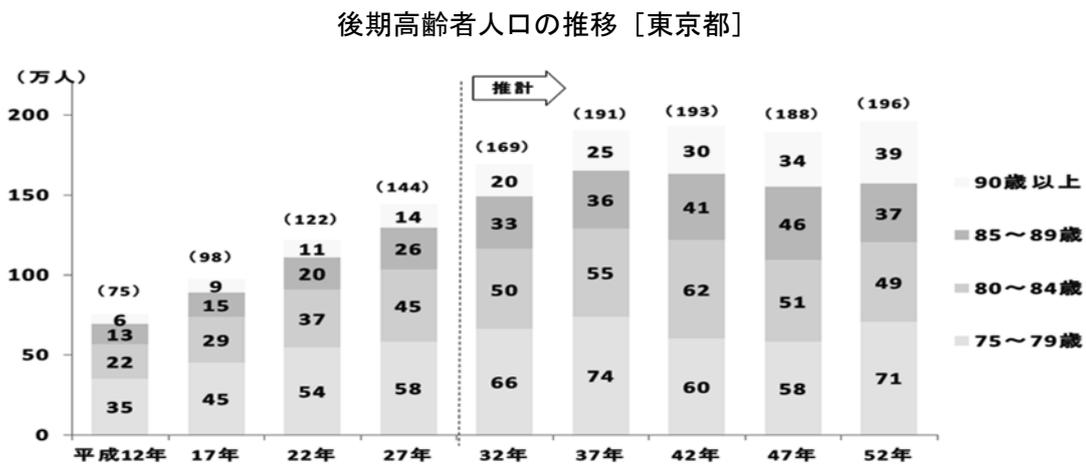
○ 後期高齢者が総人口に占める割合（後期高齢者人口割合）は、平成27年は10.8%だが、平成37年には13.7%、平成52年には14.6%にまで上昇すると予測される。



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

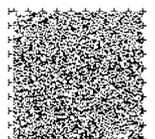
出典：総務省「国勢調査」[平成12年～平成27年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月)[平成32年から平成52年までの後期高齢者人口割合(全国)]、東京都政策企画局による推計(平成28年12月)[平成32年から平成52年]

○ 後期高齢者のうち特に要介護認定率の高い90歳以上の高齢者は、平成52年には平成27年に比べて約2.8倍に増加すると予測される。

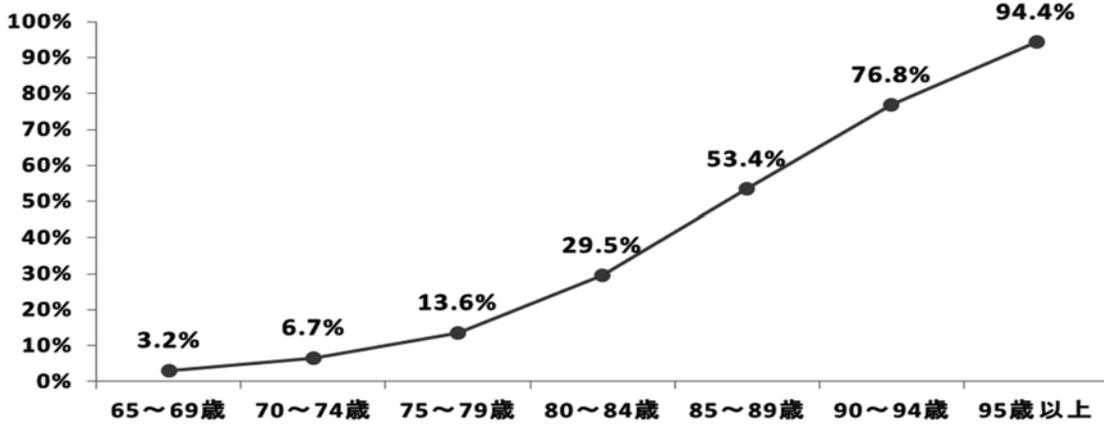


(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

出典：総務省「国勢調査」[平成12年～平成27年]、東京都政策企画局による推計(平成28年12月)[平成32年から平成52年]



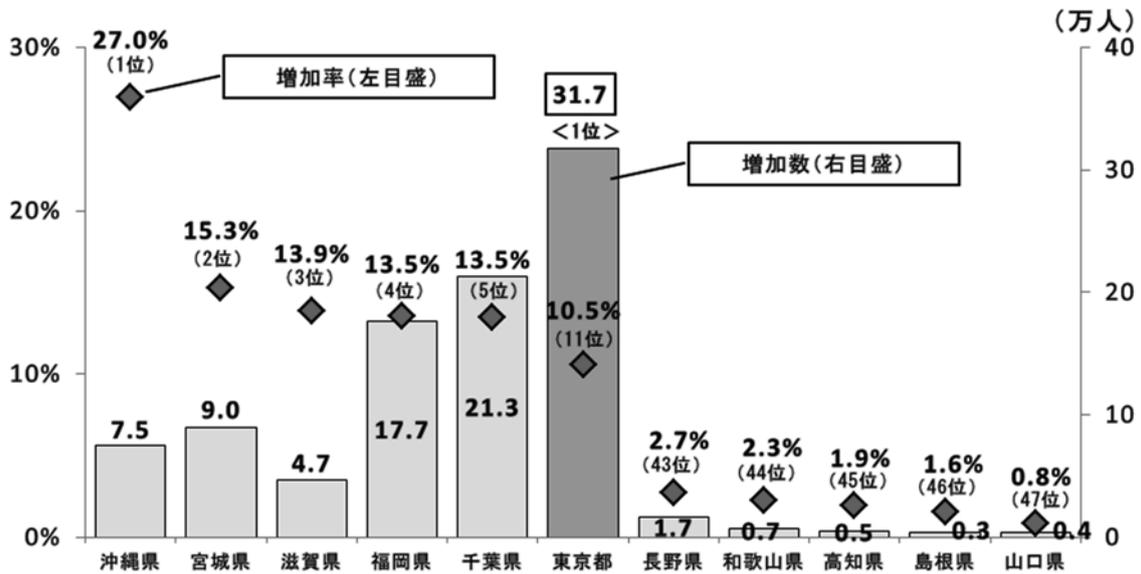
年齢階級別要支援・要介護認定率（平成 29 年 1 月）[東京都]



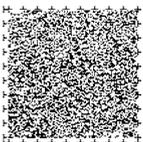
出典：厚生労働省「介護給付費実態調査（平成 29 年 1 月審査分）」、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 29 年 1 月）」

- 平成 27 年から平成 37 年までの高齢者人口と後期高齢者人口について、その増加率を都道府県ごとにみると、東京都は 47 都道府県中それぞれ 11 位と 12 位となっている。
- 一方、増加数をみると、東京都はともに全国 1 位と予測されており、特に、要介護認定率が高い傾向にある後期高齢者は約 54 万人増加することが見込まれている。

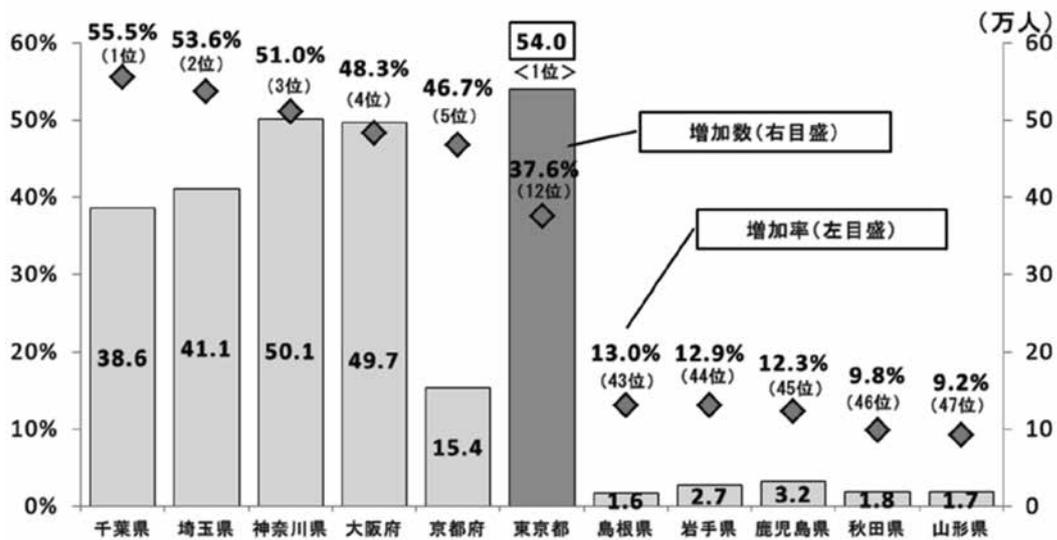
高齢者人口（65 歳以上）の増加率・増加数の推計値（平成 27 年→平成 37 年）



出典：総務省「国勢調査」[平成 27 年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月）[平成 37 年]



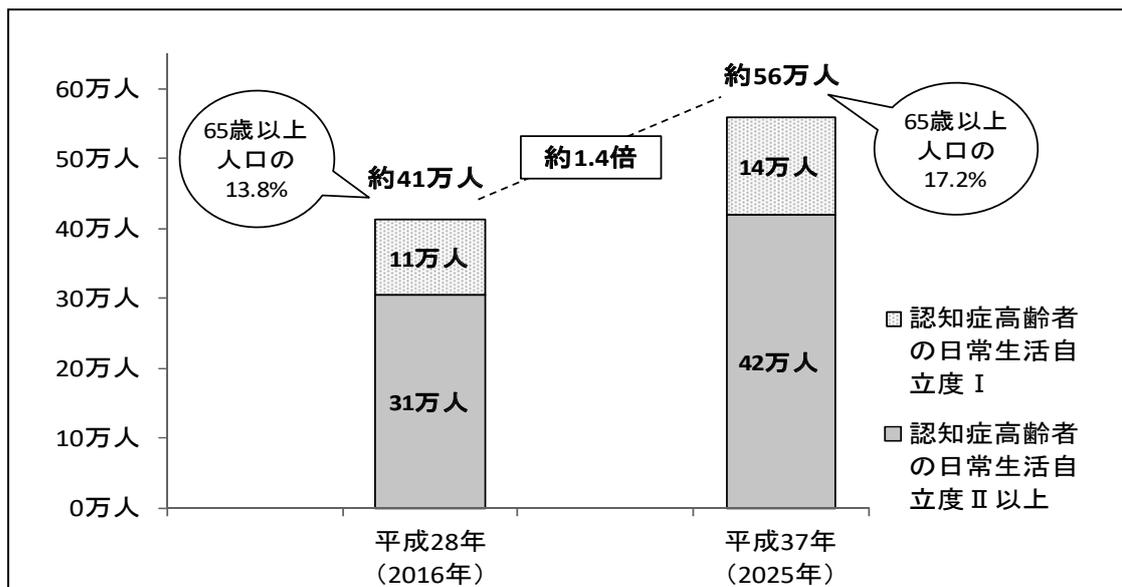
後期高齢者人口（75歳以上）の増加率・増加数の推計値（平成27年→平成37年）



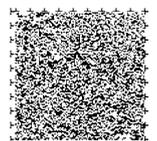
出典：総務省「国勢調査」[平成27年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)[平成37年]

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、平成28年11月時点で約41万人に達し、平成37年には約56万人に増加すると推計されている。
- また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は平成28年11月時点の31万人から、平成37年には約42万人に増加すると推計されており、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれている。

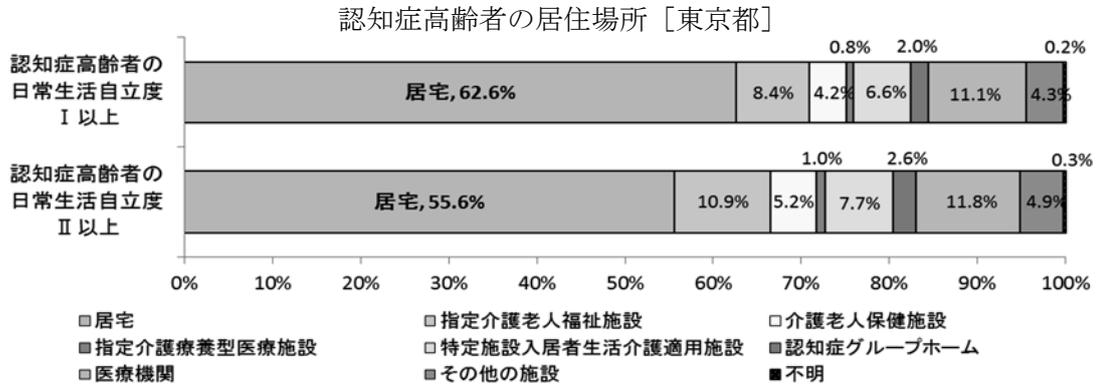
認知症高齢者の推計 [東京都]



出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成28年度認知症高齢者数等の分布調査」



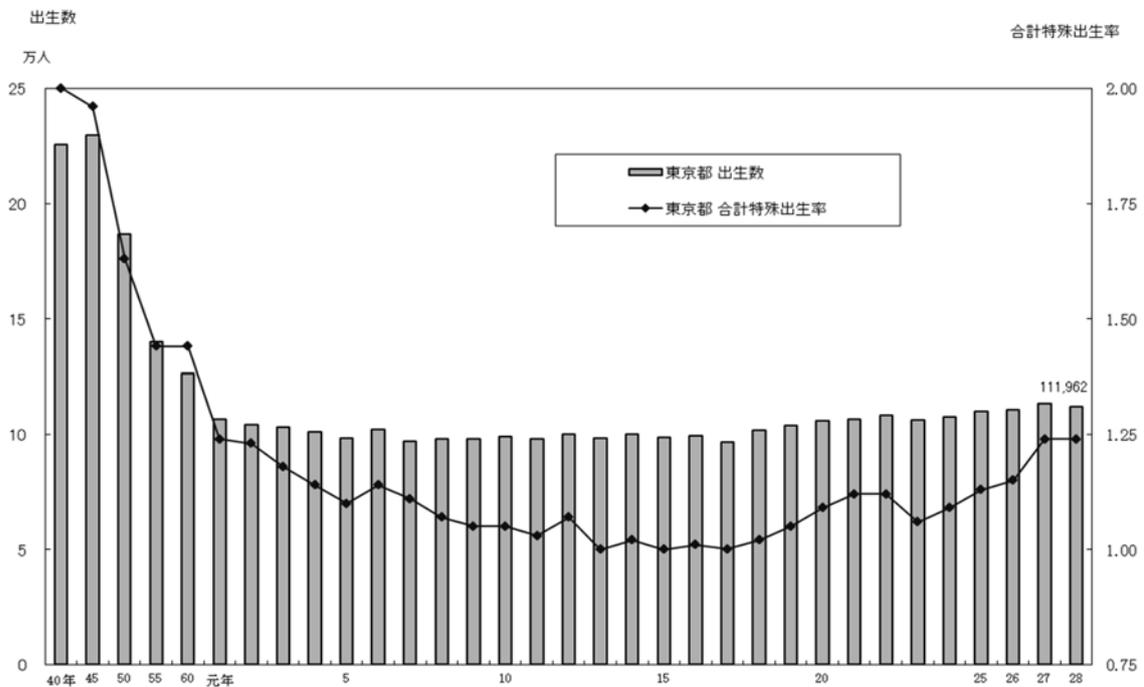
- 何らかの認知症の症状を有する高齢者の 62.6%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者の 55.6%は、居宅で生活している。



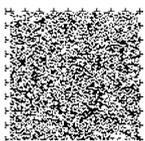
出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成 28 年度認知症高齢者数の分布調査」

- 平成 28 年の都における出生数は約 11 万人で、前年からやや減少している。また、同年の女性が生涯に産む平均の子ども数である合計特殊出生率は 1.24 となっている。

出生数と合計特殊出生率の推移 [東京都]

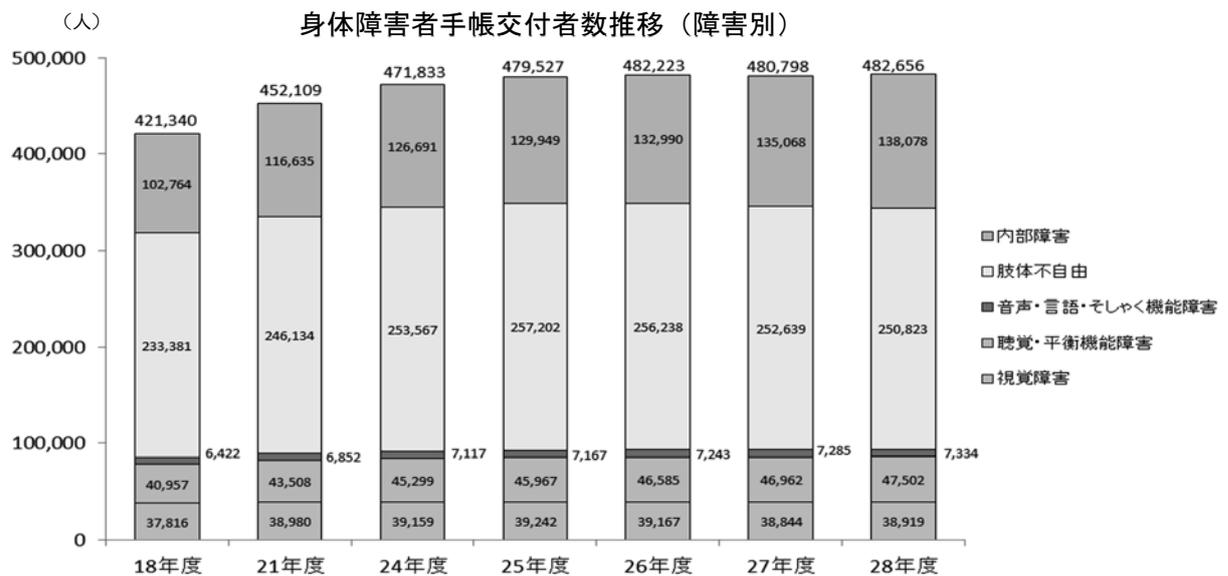


出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

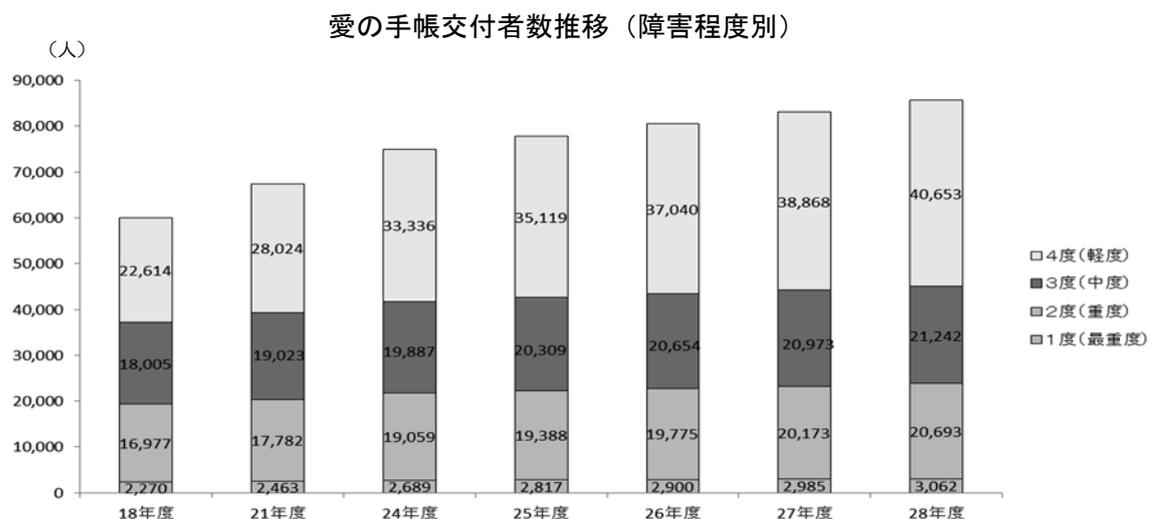


○ 平成 28 年度末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約 48 万 3 千人で前年度末に比べ 0.4%の増、知的障害者（児）を対象とする愛の手帳の交付を受けている人が約 8 万 5 千人で 3.2%の増、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約 10 万 1 千人で 7.5%の増となっている。

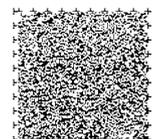
○ 現行の福祉のまちづくり推進計画が策定された平成 25 年度末の交付者数と比較すると、身体障害者手帳ではほぼ横ばいである一方、愛の手帳では 10.3%、精神保健福祉手帳では 26.8%増加している。



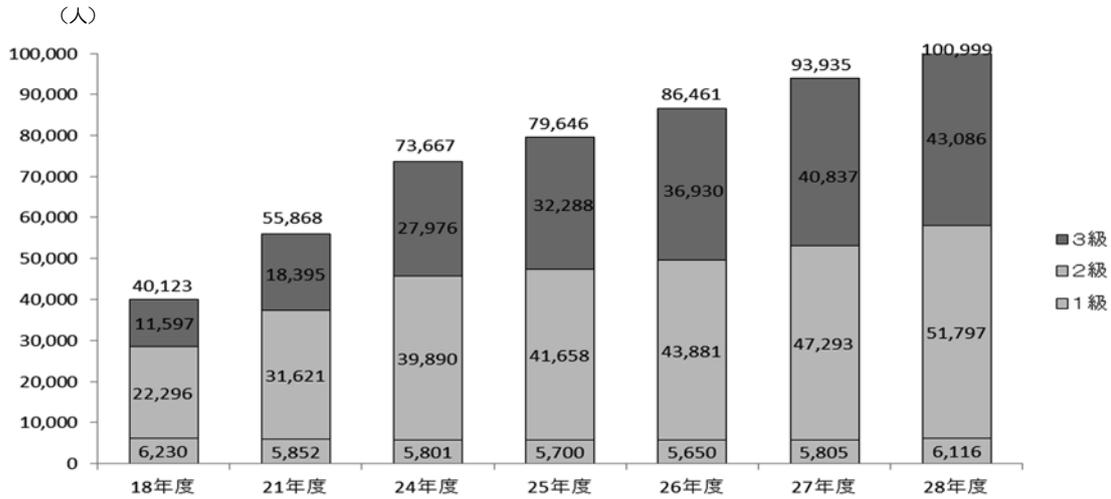
出典：東京都福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」



出典：東京都福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」



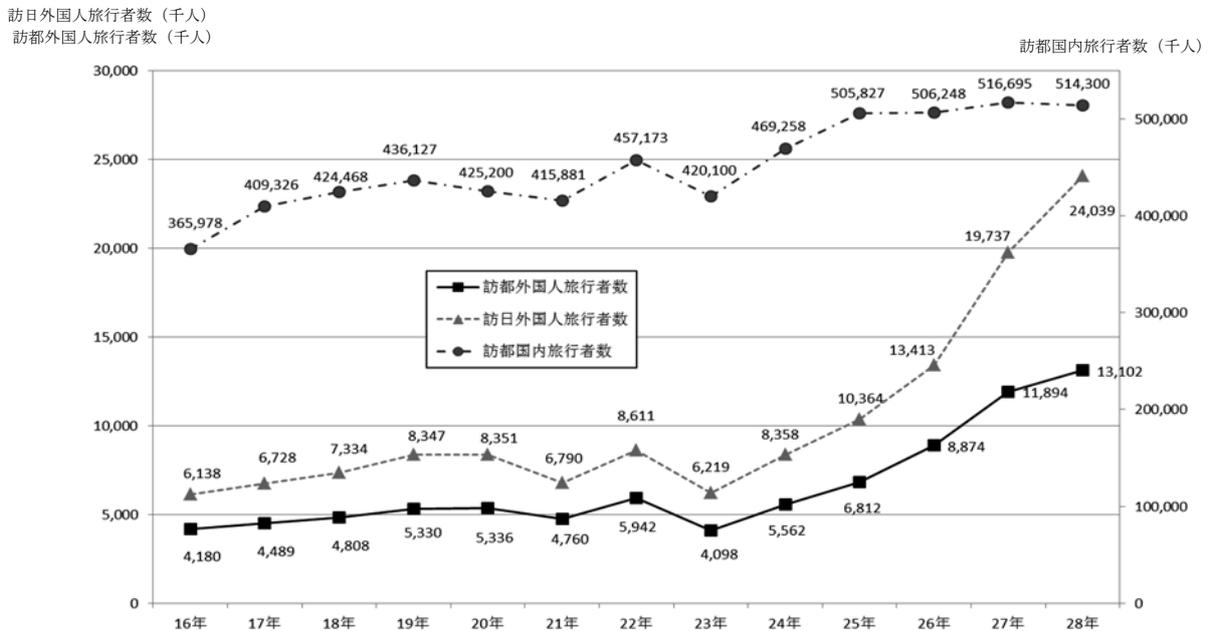
精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（等級別）



出典：東京都福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」

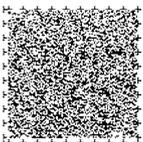
- 東京を訪れた外国人旅行者数は、平成 28 年には 1,300 万人を超えており、平成 25 年（約 680 万人）から倍増している。また、東京を訪れた国内旅行者数は、平成 28 年は約 5 億 1 千万人である。

訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移

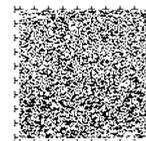


出典：日本政府観光局「訪日外客数」

東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」



2 国の動向



(1) 東京 2020 大会に向けた取組

国は、平成 29 年 2 月に、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（※1）」（以下「行動計画」という。）をとりまとめた。

行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザイン（※2）のまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしている。

また、2020 年に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した会議により、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めている。

● 「心のバリアフリー」の考え方

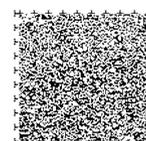
ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の 3 点である。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養いすべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

（内閣官房『ユニバーサルデザイン 2020 行動計画』抜粋）

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

国は、平成 26 年に、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定した国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准し、また、条約締結の際の国内法の整備の一環として平成 25 年に制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）を平成 28 年に施行した。



障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮（※3）を行うこととしている。

障害者権利条約や障害者差別解消法では、障害は個人の心身機能の障害が原因ではなく、社会に原因（社会的障壁）があり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方が反映されている。

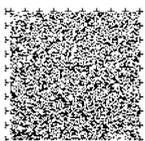
（3）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の見直し

東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー（※4）化にも取り組む必要があることから、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、国は平成 29 年 3 月に建築設計標準を改正した。

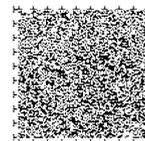
また、バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準及びガイドラインについて、平成 30 年 3 月に大規模駅におけるバリアフリールートの複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等を盛り込む改正を行った。

さらに、交通事業者等によるハード・ソフト一体となった取組の推進や、区市町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の促進等を目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が平成 30 年 5 月に公布された。

今後、ホテル等の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく整備基準の見直しを検討しており、平成 30 年夏を目途に方向性を取りまとめる予定となっている。



3 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況



平成 26 年 3 月に策定した東京都福祉のまちづくり推進計画では、5 つの基本的視点を柱として、102 の事業を掲げているが、各施設等におけるバリアフリー化の進捗状況について、次のとおり整理した。

なお、文中の「計画期間」とは、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の計画期間である平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間のことである。（※各事業の実績については、集計が完了している平成 26 年度から平成 29 年度まで（一部平成 28 年度まで））

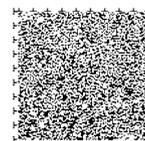
(1) 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進

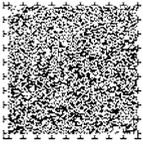
(施策の概要)

- 住民が日常生活の中で福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い施設のバリアフリー化を進めるとともに、地域全体を視野に入れ、施設と最寄駅等を連続して結ぶ移動経路も含めた、面的に広がりのある整備を、地域住民と連携しながら推進する。

ア 公共交通

- 鉄道駅のエレベーター等の整備促進
 - ・ 民間鉄道事業者の整備実績（平成 26～29 年度）：16 駅
 - ・ 都営地下鉄の整備実績（平成 26～29 年度）：1 駅（※乗換駅等）
 - ・ 平成 28 年度末時点で、701 駅で整備され、整備率は 92.8%
（※全国では約 87.0%）
 - ※ 整備率については、駅の出入口から、車両の乗降口に至る経路において、エレベーター等を利用することにより誰もが安全に連続して通行できるルートが 1 以上確保されている駅をカウントしている。
 - ※ 全国の数値は、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の駅数であり、都は全ての駅数である。
- 鉄道駅におけるだれでもトイレ及び視覚障害者誘導用ブロック（※5）の整備
 - ・ だれでもトイレ（平成 28 年度末時点）：685 駅で整備され、整備率は 95.8%
（※全国では約 90.7%）
 - ※ 整備率については、だれでもトイレを 1 以上設置している駅をカウントしている（他社所有のだれでもトイレを共有している場合を含む。）。
 - ※ 路面電車の駅は対象外。
 - ※ 全国の数値は、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の駅数であり、都は全ての駅数である。
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロック（平成 28 年度末時点）：752 駅で整備され、整備率は 99.6%（※全国では約 99.1%）
 - ※ 全国の数値は、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の駅数であり、都は全ての駅数である。
- 鉄道駅のホームドア等の整備促進
 - ・ 民間鉄道事業者の整備実績（平成 26～29 年度）：21 駅





- ・都営地下鉄における東京 2020 大会開催までの稼働開始予定駅：新宿線 21 駅、浅草線 4 駅
- ・平成 29 年度末時点で、249 駅で整備され、整備率は 33.0%

- 路線バスのノンステップ化（※全国の整備率は約 53.3%、都は 93.0%）
 - ・ 民営バス事業者への補助実績（平成 26～29 年度）：200 両
 - 民営バスにおける整備率（平成 29 年度末時点）は 91.2%
 - ・ 都営バスは、平成 24 年度に 100%を達成

＜取組の成果＞

- 都内の鉄道駅については、エレベーター設置等による段差解消、だれでもトイレ、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア等の整備が進み、バリアフリー化は着実に進展している。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化も、着実に進展している。
- 都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展している。

イ 建築物

- 福祉のまちづくり条例に基づく届出
 - ・ 不特定多数の人が利用する建築物等のうち、種類及び規模により定められた施設の新設又は改修に当たっては、整備基準の遵守を義務付けている。

届出件数

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	計
1,255 件	1,235 件	1,244 件	1,217 件	4,951 件

- バリアフリー法に基づく認定
 - ・ バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。

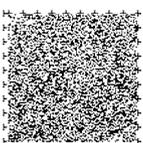
認定件数

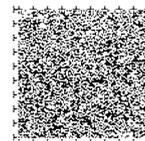
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
29 件	25 件	22 件	16 件（※）	92 件

※平成 29 年度は、都における認定件数のみを記載（区市町村は含まず。）。

- 宿泊施設のバリアフリー化支援
 - ・ 民間宿泊事業者への補助実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
17 件	8 件	10 件	5 件	40 件





○ 東京 2020 大会会場の整備

- ・恒設の都立競技施設について、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適切に反映することに加えて、障害者等の意見を聴取し、設計への反映を検討する「アクセシビリティ・ワークショップ」を平成 27 年度から実施（実績 6 回）

○ 乳幼児連れの人が安心して外出できる環境（赤ちゃん・ふらっと）の整備
・整備実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
48 件	99 件	99 件	55 件	301 件

<取組の成果>

- バリアフリー法や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「バリアフリー条例」という。）、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいる。

ウ 道路・公園

○ 道路のバリアフリー化

- ・特定道路（※6）及び想定特定道路（※7）（都道）の整備実績（平成 26～27 年度）：40 km
平成 27 年度末時点で、特定道路及び想定特定道路（都道）対象全長 327 km の整備完了
- ・優先整備路線（都道）の整備実績（平成 28 年度）：29 km

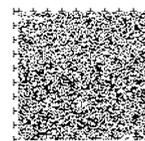
○ 道路の無電柱化

- ・都道※全体の地中化率（平成 28 年度末時点）：39%（整備対象延長 2,328km のうち 913km 整備済み）
- ・センター・コア・エリア（※8）内の都道※の地中化率（平成 28 年度末時点）：94%（整備対象延長 536 km のうち 506 km 整備済み）

※歩道幅員が 2.5m 以上で、計画幅員で完成した都道

○ 高齢者・視覚障害者等用の信号機・エスコートゾーンの整備状況

- ・高齢者等感応式信号機（※9）（平成 29 年度末）：666 か所
- ・視覚障害者用信号機（※10）（平成 29 年度末）：2,414 か所
- ・エスコートゾーン（※11）（平成 29 年度末）：601 か所



- 都立公園の整備
 - ・ バリアフリー化された新規開園面積（平成 26～29 年度）：32.9ha

<取組の成果>

- 駅や生活関連施設を結ぶ特定道路及び想定特定道路については、段差解消、こう配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進し、整備が完了した。
- 高齢者・視覚障害者等用信号機、エスコートゾーンの整備も着実に進展している。

エ 面的なバリアフリー整備

- バリアフリー基本構想（※12）の重点整備地区での整備
 - ・ 基本構想策定費補助の実績（平成 26～29 年度）：5 区
 - ※平成 29 年度末時点で、20 区 9 市で基本構想を策定（計画数 90 地区）

<取組の成果>

- 事業の進捗に伴い、指定地区や重点整備地区は増加し、地区内においては、面的なバリアフリー整備に取り組んでいる。
- 指定地区や重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいる。

(2) 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備

(施策の概要)

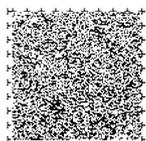
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるよう、公共住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅のバリアフリー改修などを支援し、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境を整備する。

ア 公共住宅の整備

- 既設都営住宅の住宅設備改善等
 - ・ 高齢者向け改善の実績（平成 26～29 年度）：17,582 戸
 - ・ 障害者向け改善の実績（平成 26～29 年度）：1,601 戸
 - ・ エレベーター設置の実績（平成 26～29 年度）：135 基

イ 民間住宅の整備促進

- 民間住宅のバリアフリー化の普及促進
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅等の供給実績（平成 29 年度末）：19,714 戸



<取組の成果>

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいる。

(3) 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実

(施策の概要)

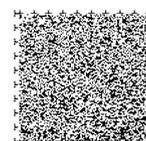
- 情報は分かりやすく、また必要な情報を適切な時期に容易に入手できることが大切であり、情報バリアを有する人たちの特性に応じた情報提供の取組を展開する。
- 観光施設や文化財が多い東京において、国内外の旅行者のほか、視覚や聴覚に障害のある方々も、他の人々と交流し、歴史や文化に触れ、楽しみ、鑑賞できるように、ハード・ソフトの両面から配慮した取組を進める。

ア 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

- 視覚障害者に対する点字等による情報提供
 - ・点字による即時情報ネットワーク事業実績（平成 29 年度）：実施回数 238 回、延べ配布者数 23,800 人
 - ・点字録音刊行物作成配布事業実績（平成 29 年度）：都刊行物 12 種類、1 種類につき点字 723 部、録音物 1,130 本
- ICT遠隔手話通訳等モデル事業
 - ・平成 28 年度、29 年度の 2 か年モデル事業実施、都内 6 か所に機器を設置

イ ホームページ等による情報提供の充実

- バリアフリーマップ作成など情報バリアフリーの充実に取り組む区市町村への支援
 - ・「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドラインの策定」（平成 27 年度）
 - ・区市町村に対する補助実績
平成 27 年度 15 件 平成 28 年度 12 件 平成 29 年度 9 件（平成 29 年度のみ交付決定時の件数）
- 外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトの開設
 - ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を平成 27 年度に開設
情報掲載件数 964 件（平成 29 年度末）、8 か国語対応



- バリアフリー観光の推進
 - ・観光モデルルートの設定（平成 27～29 年度）：全 30 コース
- 「TOKYO障スポ・ナビ」による障害者スポーツの情報提供
 - ・閲覧数（平成 29 年度）：204,874 件

<取組の成果>

- 視覚障害者や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援を進めるとともに、都政情報の提供や公共施設における案内、多言語によるホームページでの情報提供、外国語ボランティアの育成など、様々な手段による情報提供や提供する内容の充実に取り組んだ。

（４）災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり

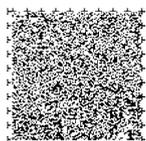
（施策の概要）

- 要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、福祉のまちづくりの観点も踏まえた、きめ細かな取組を推進する。
- 日常生活の中で発生する事故を防止し、地域の中で安心して生活していけるよう、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進する。

- 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
 - ・平成 26～29 年度の実績：
 - 帰宅困難者ハンドブックの配布 約 50,000 部
 - リーフレット（英中韓）の印刷 約 52,000 部
- ヘルプカード作成促進
 - ・作成、配布実績（平成 29 年度末）：52 区市町村

<取組の成果>

- 災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成などで区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めた。



(5) 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援

(施策の概要)

- 心のバリアフリーを推進していくため、高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、互いに思いやる心を育む普及啓発を一層進めていく。また、全ての人が安心して暮らし、社会参加できるための環境整備を支援する。

ア 普及啓発等の充実

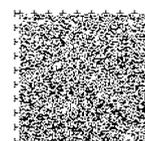
- ・「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の策定（平成27年度）
- ・ユニバーサルデザイン学習など心のバリアフリーに取り組む区市町村に対する補助実績
平成26年度 14件 平成27年度 13件 平成28年度 15件
平成29年度 22件（平成29年度のみ交付決定時の件数）
- ・「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成27年度、平成28年度）
- ・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施（平成28年度～）
- ・「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成28年度）
- ・1都3県共同での障害者等用駐車区画（※13）の普及啓発活動（平成28年度～）
- ・『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成29年度）

イ 社会参加支援

- 身体障害者補助犬給付事業
 - ・給付実績
平成26年度 8頭 平成27年度 10頭 平成28年度 18頭
平成29年度 12頭
- ヘルプマークの推進
 - ・配布部数（平成29年度末までの累計）：約21万9千個

<取組の成果>

- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともにユニバーサルデザイン学習や、ヘルプマークの推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めた。



4 世論調査等の考察（福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果）

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、「東京都福祉保健基礎調査」を実施しており、平成 28 年度に「都民の生活実態と意識」について調査を行った。

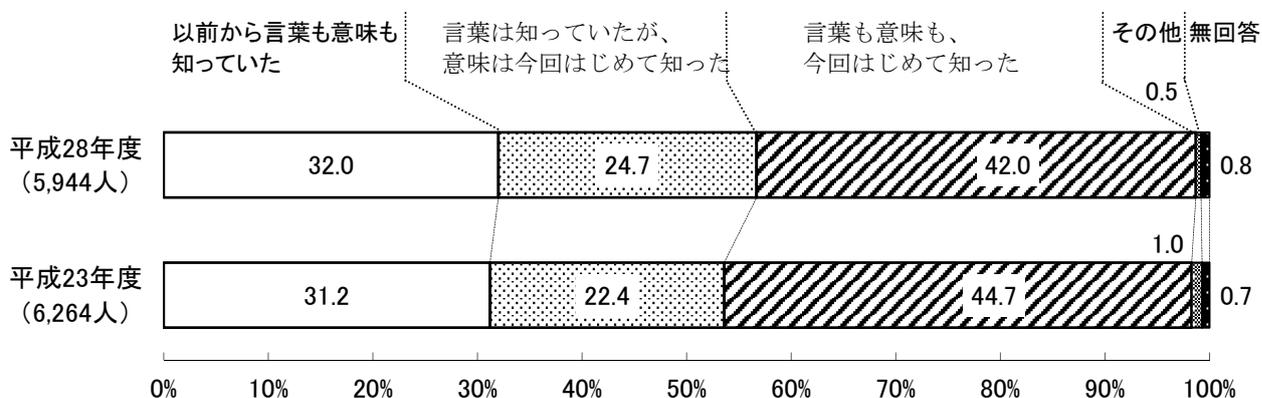
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成 28 年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行った。

調査の結果は次のとおりである。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要がある。

<「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割>

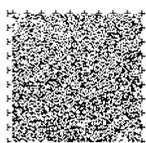
- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から意味も言葉も知っていた」の割合は 32.0%で、5 年前とほとんど変わっていない。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は 24.7%で、56.7%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていた。
- 一方、「バリアフリー」という言葉の認知度を聞いたところ、聞いたことがあると回答した割合は 84.4%であった。
- また、「心のバリアフリー」という言葉の認知度は、聞いたことがあると回答した割合は 34.0%であった。

（ユニバーサルデザインの認知度）



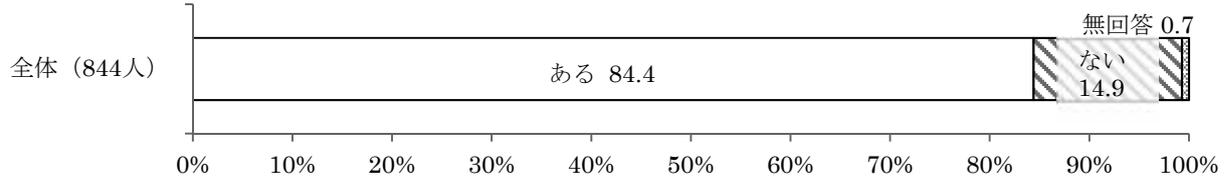
出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」

(平成 29 年 11 月)



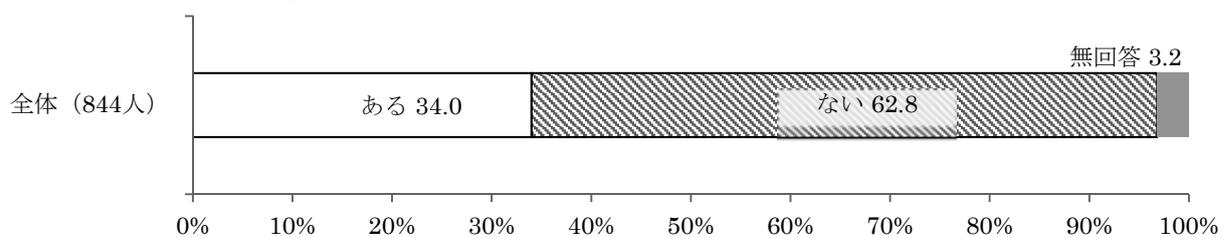
(バリアフリーの認知度)

あなたはこれまでに「バリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



(心のバリアフリーの認知度)

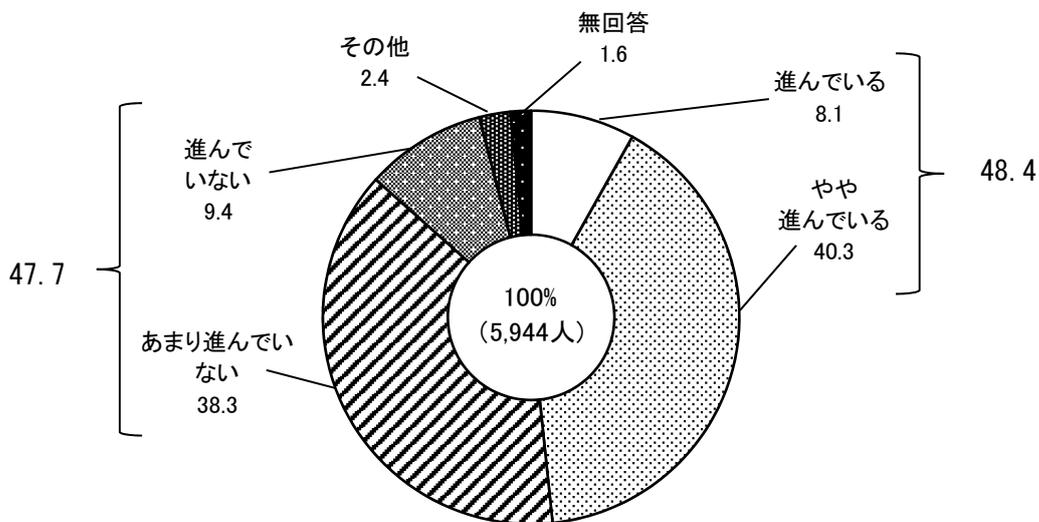
「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



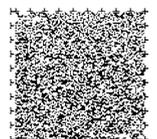
出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成 29 年 3 月）

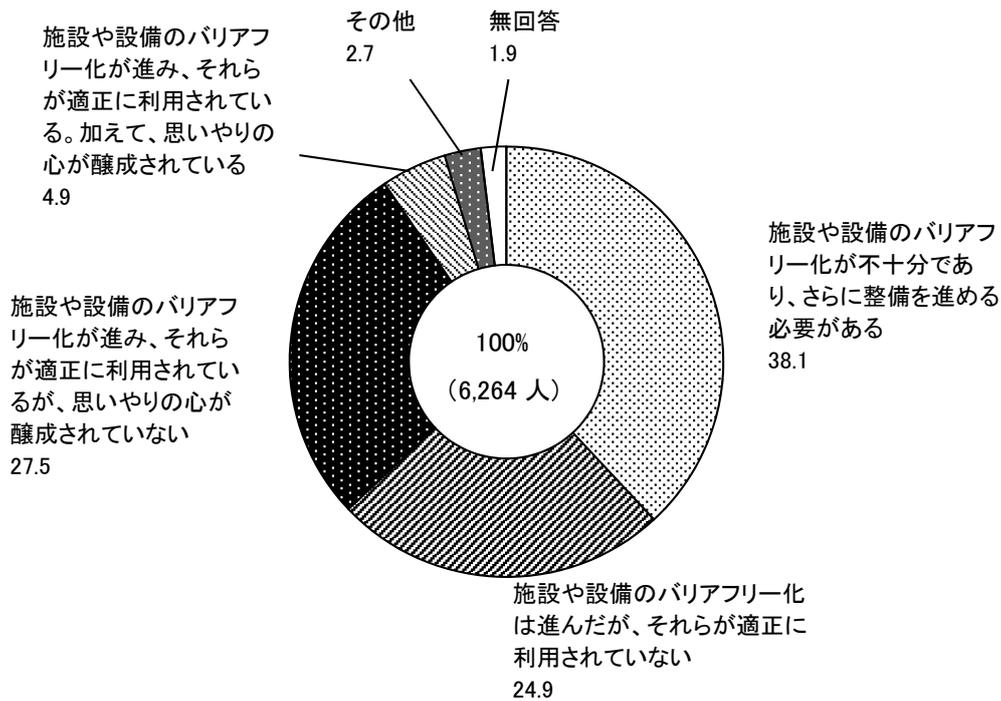
<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗>

- 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は 48.4% で、「進んでいない」と「あまり進んでいない」を合わせた割合の 47.7% とほぼ同じ割合であった。
- 5 年前の調査では質問の仕方が今回調査とは異なるが、「施設や設備のバリアフリー化が進んだ」と回答した人の割合は 57.3% であった。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」
(平成 29 年 11 月)



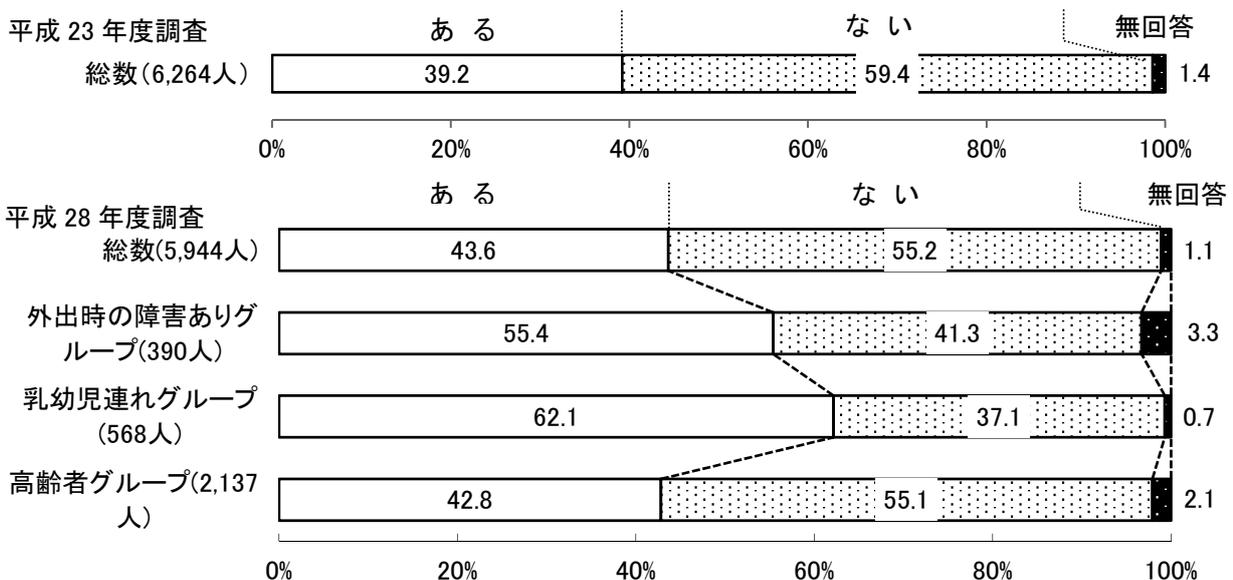


出典：東京都福祉保健局「平成23年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成24年11月）

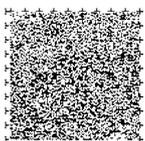
<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は4ポイント増>

○ 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じる場所があるかを聞いたところ、「ある」の割合は43.6%で、5年前（平成23年度調査）の結果と比べると、4.4ポイント高くなっている。

○ また、乳幼児連れのグループで、「ある」の割合は6割を超えている。

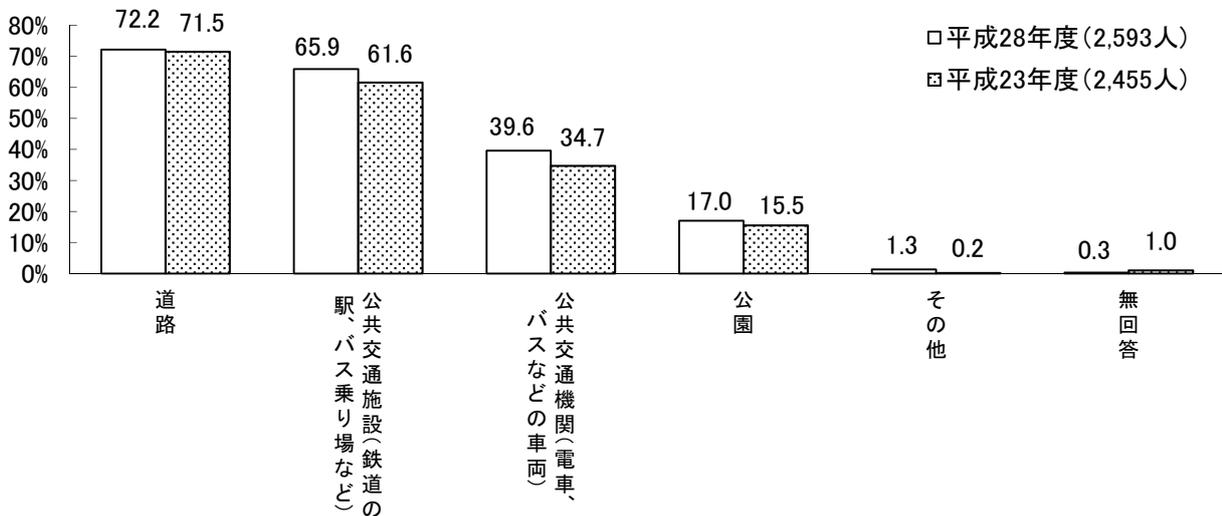


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



＜バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が6割超＞

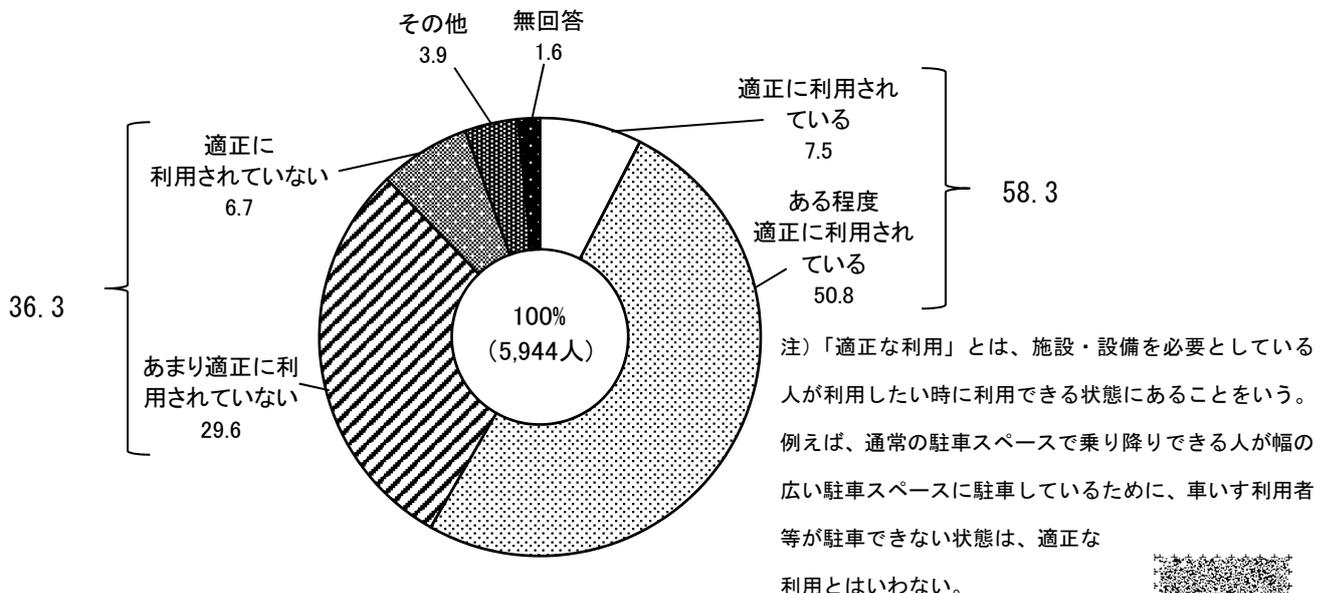
- 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が72.2%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が65.9%であった。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

＜施設や設備の利用状況は、「適正に利用されている」と思う人は6割弱＞

- 車いす使用者等にも使いやすい施設や設備（様々な機能がついている広いトイレや、幅の広い駐車スペースなど）の利用状況等について聞いたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は58.3%となっている。
- 一方、「適正に利用されていない」と「あまり適正に利用されていない」を合わせた割合は36.3%となっている。

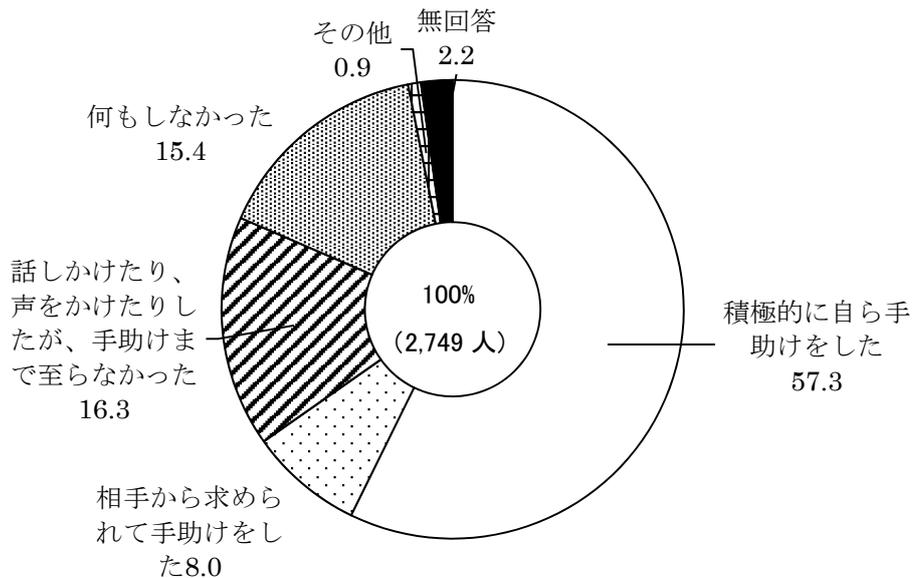


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」

(平成29年11月)

＜困っている人を見かけたときに、何もしなかった人は15%＞

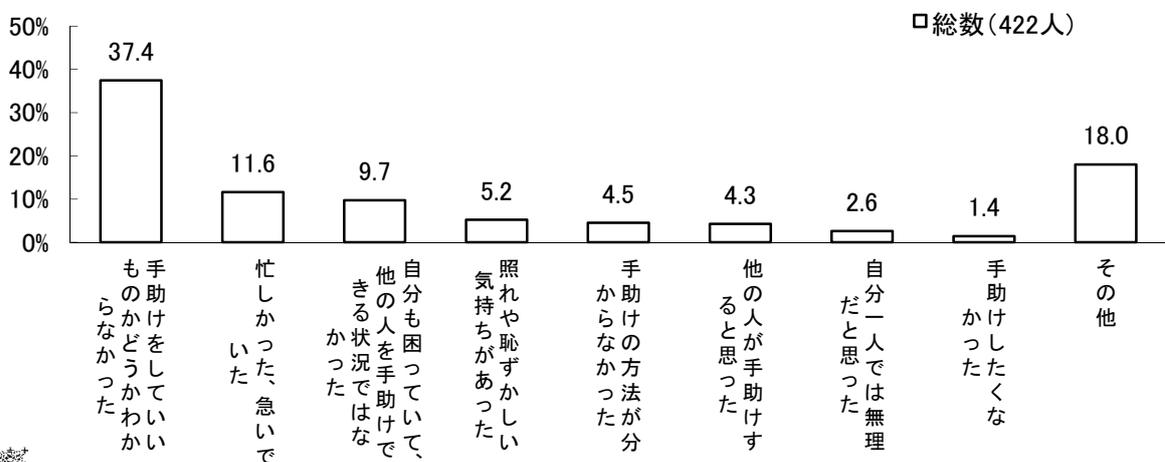
- 外出の際、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたり、出会ったりしたことがある人に、その時どのような行動をとったかを聞いたところ、「積極的に自ら手助けをした」人の割合は57.3%で、「相手から求められて手助けをした」人（8.0%）を合わせた割合は65.3%であった。
- 一方、「何もしなかった」人の割合は15.4%で、5年前と同じ数値であった。



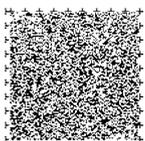
出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

＜何もしなかったのは、「手助けをしていいものかどうかわからなかった」から＞

- 「何もしなかった」人に、その理由を聞いたところ、「手助けをしていいものかどうかわからなかった」の割合が37.4%で最も高く、次に「忙しかった、急いでいた」が11.6%であった。

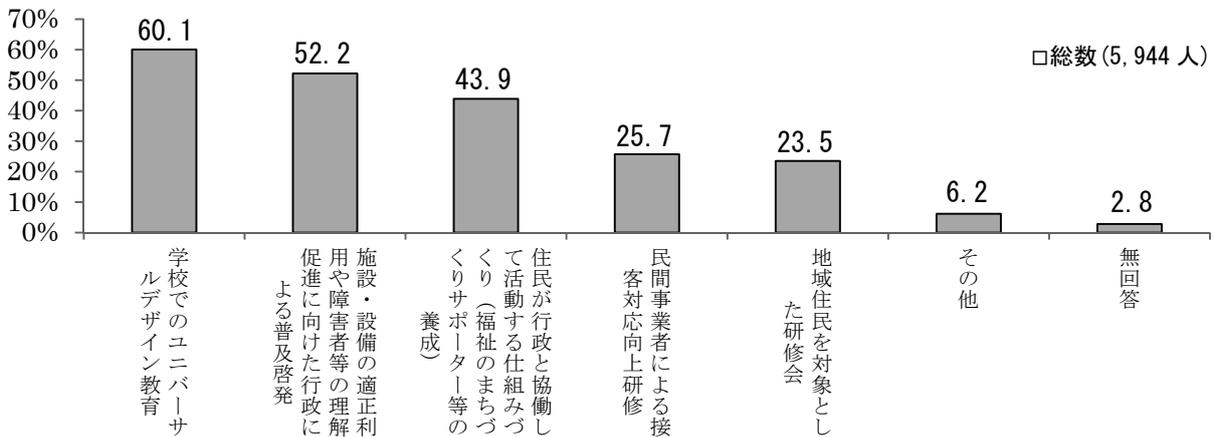


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）



<心のバリアフリーに効果的な取組は「学校でのユニバーサルデザイン教育」>

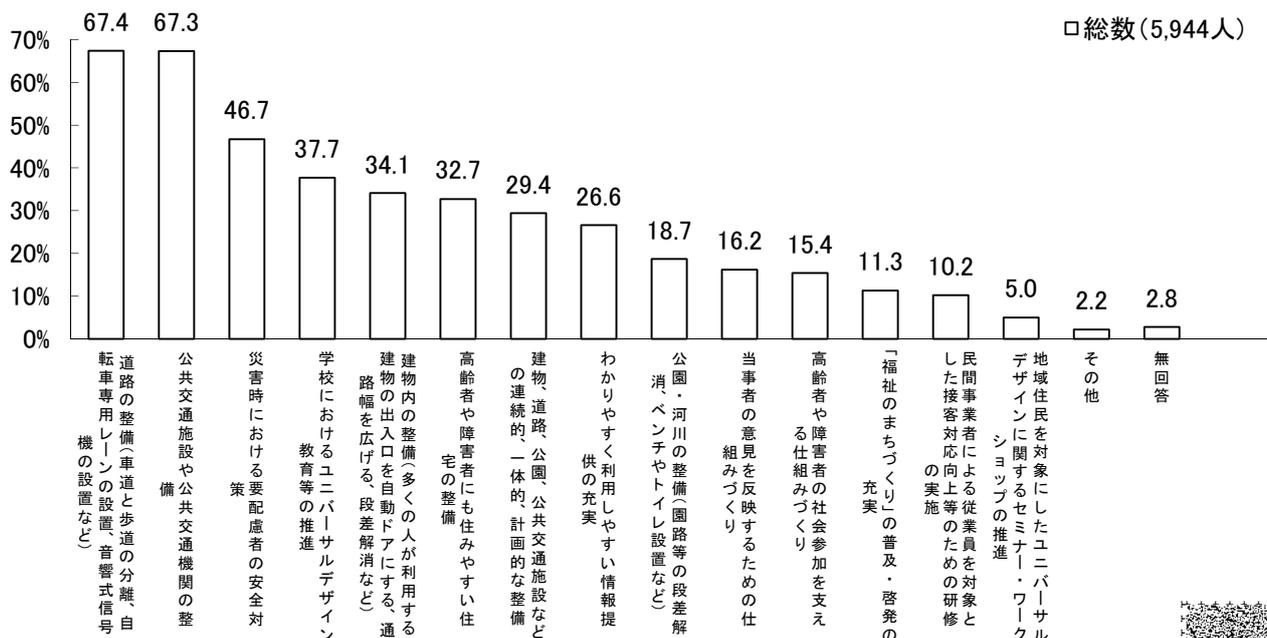
- 心のバリアフリーの実現のため、効果的だと思う取組について聞いたところ、「学校でのユニバーサルデザイン教育」の割合が 60.1%で最も高く、次に、「施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた行政による普及啓発」が 52.2%、「住民が行政と協働して活動する仕組みづくり（福祉のまちづくりサポーター等の養成）」が 43.9%となっている。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成 29 年 11 月）

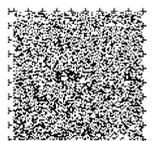
<福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備>

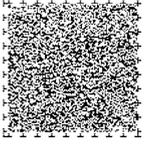
- 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「道路の整備」が 67.4%、「公共交通施設や公共交通機関の整備」が 67.3%であった。
- 続いて、「災害時における要配慮者の安全対策」が 46.7%、「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」が 37.7%となっている。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」

(平成 29 年 11 月)

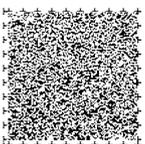


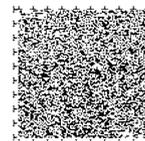


第2章 東京都福祉のまちづくり推進計画の改定に向けた今後の主な課題と方向性

1 誰もが円滑に移動できる道路や交通機関等のバリアフリー化の更なる推進

- 東京では、鉄道やバスによる公共交通のネットワークが整備されており、こうした公共交通を利用して誰もが円滑に移動できるようになるためには、車両や施設のバリアフリー化をより一層進めることが重要である。
- 鉄道駅においては、駅の出入口から、車両の乗降口に至る経路において、エレベーター等を利用することにより、誰もが安全に連続して通行できる1ルート確保が都内では進められてきたが、今後は、乗降客数の多い駅などで複数ルートの整備を進めるとともに、他路線への乗換経路の整備を推進する必要がある。
- また、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅等においては、交通事業者や施設管理者等が連携し、表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保した分かりやすい案内サインの整備を進めていく必要がある。
- さらに、転落事故を防止するための設備として効果の高いホームドアは、特に、利用者数の多い駅や東京2020大会会場周辺の駅について、重点的に整備を進めていく必要がある。
- 路線バスのノンステップ化は、民営バスの整備を引き続き促進するとともに、既に100%を達成している都営バスにおいては、今後は、バス車内の通路段差を解消したフルフラットバスの導入を進めるなど、より利用しやすい車両の整備を進める必要がある。
- また、リフト付き観光バスや空港リムジンバス、車いす使用者等が利用しやすく、環境性能にも優れたユニバーサルデザインタクシー車両の導入を支援するなど、誰もが利用しやすいバスやタクシーの車両の普及について推進する必要がある。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全で快適に歩行・移動ができるよう、東京2020大会の競技会場周辺等や、多くの人々が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、今後は、障害者団体等の参加を得ながら、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、より利用者目線に立った取組を進める必要がある。



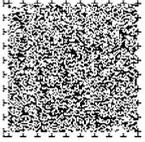


- 区市町村における高齢者や障害者等の自立した生活を確保するためには、旅客施設を中心とした地区等における公共交通機関、建築物、道路、信号機等について、バリアフリー基本構想等に基づく面的・一体的なバリアフリー化をより一層推進する必要がある。

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

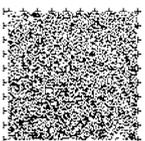
- 能力の違いにかかわらず、平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要である。
- そのため、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、だれでも使いやすいトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、劇場・ホールや競技場等の客席や店舗内の通路等も含めて、快適に利用できる施設整備を進めることが重要である。
- さらに、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加の施設整備を推進する必要がある。
- また、施設整備やサービス提供を行う事業者は、施設等の整備に当たって、全ての人が同じ水準のサービスを受けられるよう、施設利用時の場面を想定したバリアを取り除くための取組について、ハード・ソフトの両面から一体的に検討し、ハード面での対応が難しい場合には、ソフト面での合理的配慮の提供を行う必要がある。
- 多くの人を訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるだれでもトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、わかりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要である。
- 東京 2020 大会において国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設や観光バス等におけるバリアフリー化や観光関連事業者等における対応力向上、アクセシブル・ツーリズム（※14）の普及と機運の醸成が重要である。

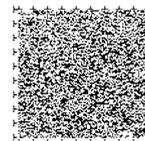




3 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

- 人々は日常生活において、新聞やテレビ、インターネットのほか、まちや店舗の中の案内サイン、道路の信号や標識、駅や電車内における音声・文字表示による案内等、様々な媒体や手段により情報を入手しており、こうした情報は、安全に、かつ、快適に生活するために欠かすことのできないものである。
- また、視覚や聴覚に障害のある人や、外国人等の社会参加の機会を確保するためには、円滑にコミュニケーションを行えることや会議等における情報保障が必要である。
- そのため、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、ICTも活用しながら、デジタルサイネージ等様々な手段で情報提供を進めるとともに、コミュニケーションを行える環境を整備する必要がある。
- 情報バリアフリーを進めるためには、外国人を含め、情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意することが重要である。
- 誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることも重要であり、だれでもトイレや授乳室等の場所や、駅におけるバリアフリー化されたルートの情報など、ユニバーサルデザインに関する情報をアクセシビリティに配慮されたホームページやバリアフリーマップ等で発信する取組を進める必要がある。
- さらに、東京 2020 大会も見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しむよう、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅においては、交通事業者や施設管理者等との連携のもと、ピクトグラムや多言語を用いた案内標識の表示内容やデザイン等を統一し、当事者参加による検証を踏まえ、情報の連続性を確保したわかりやすい案内サインを速やかに整備する必要がある。



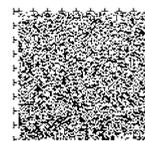


4 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

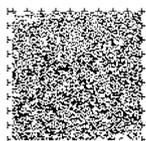
- 地震や風水害などの災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するためには、災害への事前の備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等、様々な施策を福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要である。
- 具体的には、避難所等におけるバリアフリー化を進めるとともに、避難経路や避難場所など防災に関する情報や、発災後の避難所等における情報を文字情報も含めて様々な手段で全ての人にわかりやすく提供することが必要である。
- さらに、要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定、社会福祉施設等を活用した福祉避難所（※15）の指定・確保、避難訓練の実施等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要である。
- 多様な人々が集う東京の地域特性や都民のライフスタイル等を踏まえ、首都直下地震等、様々な災害に対する都民のきめ細かな備えを促進することが重要である。

5 都民の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

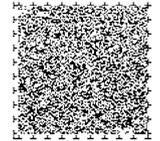
- 誰もが円滑に移動し、食事や買い物など、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるためには、施設等のハード整備とともに、障害の社会モデルの視点でバリアを理解し、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることが必要である。
- 国際オリンピック委員会によって採択されたオリンピズムの根本原則等を成文化した「オリンピック憲章」では、いかなる種類の差別もなくすることが明記されており、東京 2020 大会を契機に、その理念を次代を担う子供たちや都民全体に浸透させることが重要である。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、さらに、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の平成 30 年度制定を目指しており、今後とも共生社会の実現に向けた取組を進める必要がある。



- だれでもトイレや障害者等用駐車区画などの整備が進んでも、必要性の低い人が利用すること等により、本来必要としている人が利用できなくなる事例があることから、施設や設備の適正利用に向けて、普及啓発を進めることが必要である。
- 区市町村における小中学校でのユニバーサルデザイン学習や地域住民向けのワークショップ、事業者における社員・従業員向けの接遇向上研修等の取組を促進するなど、区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーを効果的に推進することが重要である。



第3章 推進計画の改定に向けた基本的事項



1 推進計画の目標と計画期間

(1) 目標

推進計画は、福祉のまちづくり条例に基づき都が策定するもので、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である。

福祉のまちづくり条例では、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉のまちづくりに関する取組を推進することを定めている。

その趣旨を踏まえ、推進計画の目標は、都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」とすべきである。

(2) 計画期間

東京 2020 大会以降も見据えて、推進計画で目指す目標に向けて、計画事業を着実に推進するとともに、各事業のスパイラルアップに取り組むことができるよう、現行計画と同様に、計画期間は5年とすることが望ましい。

(3) 都における他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象にしており、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要である。また、推進計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携していく必要がある。

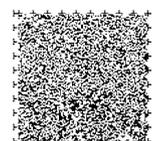
2 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に進めるためには、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視し、検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うことが重要である。

また、検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や世論調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりが必要である。

これらを踏まえ、計画を進める上でのポイントは以下のとおりである。

- (1) 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- (2) 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
- (3) 都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進



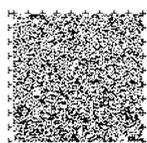
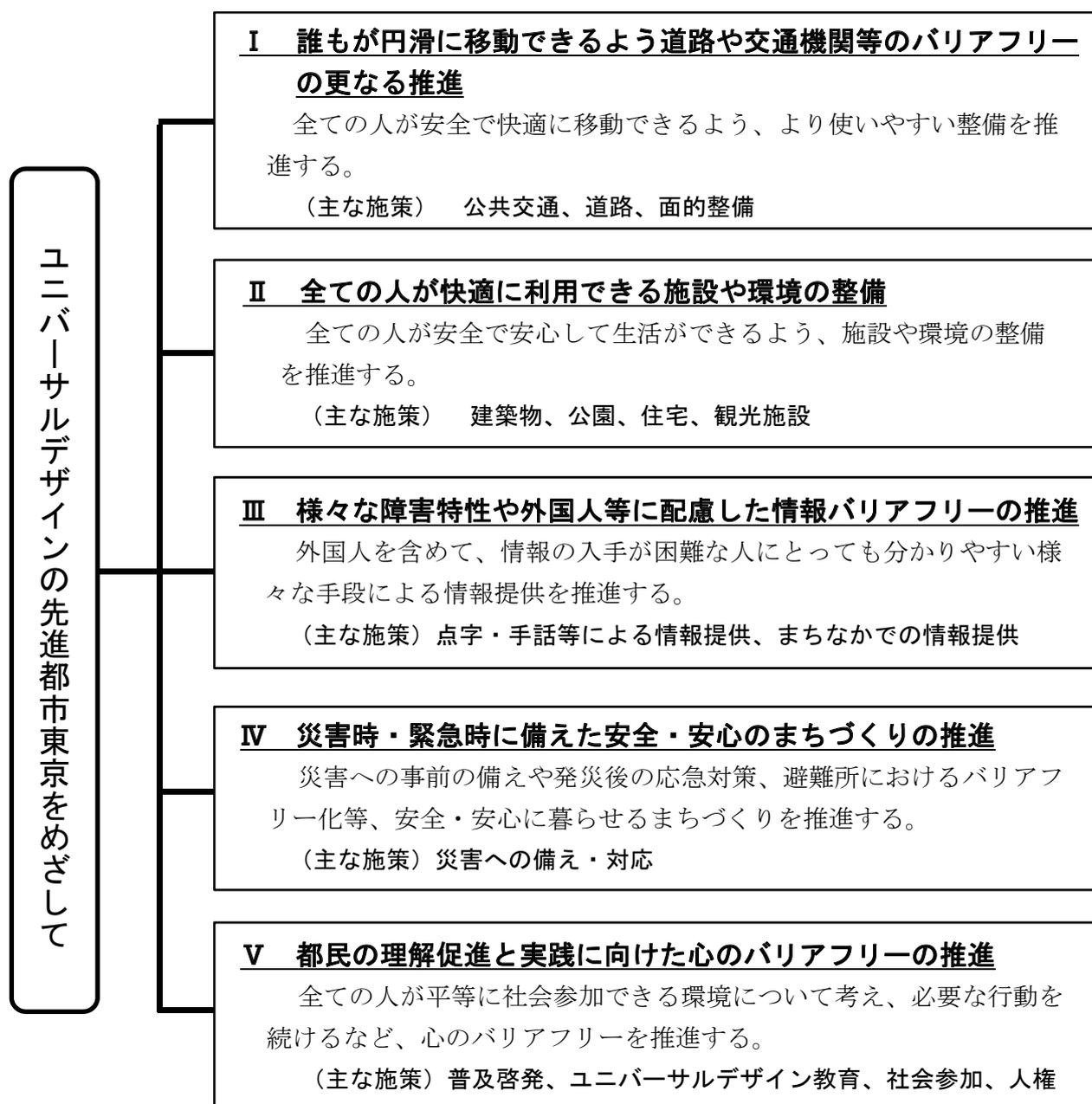
3 施策の体系

現行計画に基づく事業及び計画期間中に新たに開始した福祉のまちづくりに関する事業について、評価、検証を行った上で、今後の主な課題を整理した。

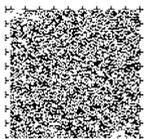
その上で、次期の推進計画において取り組むべき施策の方向性について、図1のとおり体系化した。

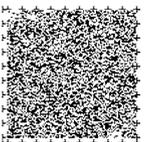
各施策の推進に当たっては、この体系に基づき、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

図1 推進計画施策の体系

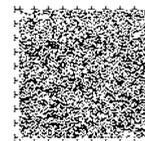


参考資料





用語解説



※1 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京 2020 大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成 29 年 2 月に閣議決定された計画

※2 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること。

※3 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個別の状況に応じて行われる配慮

※4 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※5 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害のある人を安全に誘導するために、足裏の触感覚で認識できるよう地面や床面に敷設されている突起を表面につけたブロック

※6 特定道路

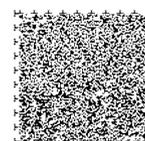
バリアフリー法に基づく基本構想で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として、国土交通大臣が指定したもの

※7 想定特定道路

将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路と都が位置付けたもの

※8 センター・コア・エリア

おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア



※9 高齢者等感応式信号機

信号の横断青時間を延長させるための青延長用押ボタンが設置された信号機。また、「歩行者感応式信号機」は、押ボタンではなく歩行者用画像感知器（カメラ）により、自動で時間を延長する信号機

※10 視覚障害者用信号機

信号の横断青時間を音響で知らせる機能が付いた信号機

※11 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※12 バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※13 障害者等用駐車区画

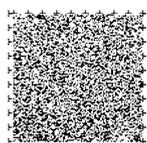
車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、通常の区画より幅が広く、建物の出入口やエレベーターホール等の近くに設けられた駐車スペース

※14 アクセシブル・ツーリズム

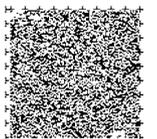
障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅を楽しめることを目指す取組の総称

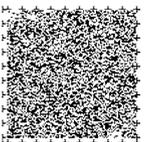
※15 福祉避難所

震災時に自宅や避難所で生活することが困難で、要介護高齢者や障害などにより、介護・福祉サービス等の支援を必要とする人等を、一時的に受け入れ、保護するための施設。社会福祉施設等や保健センターなどが指定されている。



審議經過等

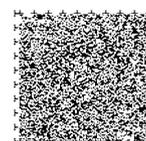




審 議 経 過

平成30年1月から平成30年6月まで

開催月日	会議種別	審 議 内 容 等
平成30年 1月25日	第6回専門部会	審議事項 ○福祉のまちづくりに関する主な都の取組について ○次期「福祉のまちづくり推進計画」の改定について
2月14日	第7回専門部会	審議事項 ○次期「福祉のまちづくり推進計画」の改定について ○東京都福祉のまちづくり条例「施行規則」及び「施設整備マニュアル」の改正について
4月17日	第8回専門部会	審議事項 ○「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方」意見具申（案） ○東京都福祉のまちづくり条例「施行規則」及び「施設整備マニュアル」の改正について
5月15日	第9回専門部会	審議事項 ○「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方」意見具申（案） ○東京都福祉のまちづくり条例「施行規則」及び「施設整備マニュアル」の改正について
6月26日	第10回専門部会	審議事項 ○東京都福祉のまちづくり条例「施行規則」及び「施設整備マニュアル」の改正について
6月26日	第3回推進協議会	審議事項 ○「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方」意見具申



第 11 期 東 京 都 福 祉 の ま ち づ く り 推 進 協 議 会 委 員 名 簿

【任期：平成28年10月17日～平成30年10月16日】

分 野	氏名 (◎は会長)	所 属 団 体 役 職 等	専 門 部 会	
学 識 経 験 者 7名	建築	◎ 高橋 儀平 <small>タカハシ ギヘイ</small>	東洋大学ライフデザイン学部教授	◎
	社会福祉	大島 隆代 <small>オオシマ タカヨ</small>	早稲田大学人間科学部准教授	○
	建築	川内 美彦 <small>カウチ ヨシヒコ</small>	東洋大学ライフデザイン学部教授	○
	心理	中野 泰志 <small>ナカノ ヤスシ</small>	慶應義塾大学経済学部教授	○
	都市計画	岡村 祐 <small>オカムラ ユウ</small>	首都大学東京都市環境学部観光科学科准教授	○
	情報通信	今井 朝子 <small>イマイ アサコ</small>	フリーランス・ユーザーリサーチャー	○
	都市交通計画	稲垣 具志 <small>イナガキ トキユキ</small>	日本大学理工学部交通システム工学科助教	○
民 間 事 業 者 6名	鉄道	滝澤 広明 <small>タキザワ ヒロアキ</small>	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	○
		井料 青海 <small>イノウラ オホシ</small>	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画部長	○
	バス	二井田 春喜 <small>ニイタ ハルキ</small>	一般社団法人東京バス協会常務理事	○
	商業	伊藤 廣幸 <small>イトウ ヒロユキ</small>	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事	○
	商工会議所	西尾 昇治 <small>ニシオ ショウジ</small>	東京商工会議所常務理事	○
ホテル	岩佐 英美子 <small>イワサ エミコ</small>	一般社団法人日本ホテル協会事務局長	○	
都 民 10名	障 害 者 団 体	市橋 博 <small>イチハシ ヒロシ</small>	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長	○
		越智 大輔 <small>オチ ダイスケ</small>	公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長	○
		笹川 吉彦 <small>ササガワ ヨシヒコ</small>	公益社団法人東京都盲人福祉協会会長	○
		菊地 高 <small>キクチ タカシ</small>	東京都精神障害者団体連合会事務局長	○
		永田 直子 <small>ナガタ ナオコ</small>	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会副理事長	○
	育児グループ	横矢 真理 <small>ヨコヤ マリ</small>	NPO子どもの危険回避研究所所長	○
	高 齢 者 グ ル ー プ	高橋 景市 <small>タカハシ ケイイチ</small>	公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長 (平成30年5月まで)	○
		柴崎 金勝 <small>シバサキ カネカツ</small>	公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長 (平成30年6月から)	○
	公 募 委 員	鈴木 伸子 <small>スズキ ノブコ</small>	(品川区)	○
		篠崎 まゆみ <small>シノザキ マユミ</small>	(世田谷区)	○
本田 茂樹 <small>ホンダ シゲキ</small>		(豊島区)	○	
関 係 行 政 機 関 5名	国	吉田 正則 <small>ヨシダ マサノリ</small>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (平成29年8月まで)	
		田仲 教泰 <small>タナカ ノリキヨ</small>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 (平成29年9月から)	
		長井 総和 <small>ナガイ ソウワ</small>	国土交通省総合政策局安心生活政策課長	
		石崎 和志 <small>イシザキ カズシ</small>	国土交通省住宅局建築指導課長 (平成29年8月まで)	
		淡野 博久 <small>アワノ ヒロヒサ</small>	国土交通省住宅局建築指導課長 (平成29年9月から)	
	特別区	前川 耀男 <small>マエカワ アキオ</small>	練馬区長	
市町村	加藤 育男 <small>カトウ イクオ</small>	福生市長		
委員 28 名				

※専門部会の◎は部会長

付属資料

「東京都福祉のまちづくり推進計画」事業一覧（計画期間：平成26年度～平成30年度）

基本的 視点	取組	事業	所管局
I 円滑な移動、施設利用のための バリアフリー化の推進	(1) 公共交通におけるバリアフリー化の推進	1 鉄道駅エレベーター等整備事業 (旧：民営鉄道駅のエレベーター等の整備促進)	都市整備局
		新 鉄道駅エレベーター等整備事業 (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅)	都市整備局
		2 ホームドア等整備促進事業 (旧：民営鉄道駅のホームドア等の整備促進)	都市整備局
		新 ホームドア等整備促進事業 (東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅)	都市整備局
		3 都営地下鉄駅のバリアフリー化の推進 (乗換駅等へのエレベーター整備)	交通局
		4 都営地下鉄駅のホームドア整備	交通局
		5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備	都市整備局
		6 都営地下鉄駅ホームのベンチの増設	交通局
		7 民営バスのノンステップ化への支援 (だれにも乗り降りしやすいバス整備事業)	都市整備局
		8 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等	交通局
		新 観光バス等バリアフリー化支援事業	産業労働局
	新 次世代タクシーの普及促進事業	環境局	
	(2) 建築物におけるバリアフリー化の推進	9 東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉保健局
		10 既存建築物のバリアフリー化の推進	福祉保健局
		11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定	都市整備局
		12 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 (地域福祉推進区市町村包括補助事業)	福祉保健局
		13 宿泊施設のバリアフリー化支援事業	産業労働局
14 政策課題対応型商店街事業 (旧：特定施策推進型商店街事業)		産業労働局	
15 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化		教育庁	
16 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援		生活文化局	
17 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)	福祉保健局		

I 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進	バリアフリー化における建築物の推進 (2)	18 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化	財務局
		19 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化	オリンピック・パラリンピック準備局
		20 都立文化施設の改修等に伴うバリアフリー化	生活文化局
		21 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備	オリンピック・パラリンピック準備局
		新 スポーツ施設整備費補助事業	オリンピック・パラリンピック準備局
	(3) 道路・公園等におけるバリアフリー化の推進	22 特定道路等のバリアフリー化	建設局
		新 道路のバリアフリー化	建設局
		23 歩道の整備	建設局
		24 地下歩道の整備	建設局
		25 視覚障害者誘導用ブロックの設置	建設局
		26 横断歩道橋等のバリアフリー化	建設局
		27 道路標識の整備	建設局
		28 道路の無電柱化の推進	建設局
		29 都市計画道路等によるネットワークの充実	建設局
		30 連続立体交差事業の推進	建設局
		新 「東京都道路バリアフリー化推進計画」の策定	建設局
		31 歩行者感应式信号機の整備 (旧：高齢者等感应式信号機の整備)	警視庁
		32 視覚障害者用信号機の整備	警視庁
		33 エスコートゾーンの整備	警視庁
		34 経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備	警視庁
		35 発光式道路標識の整備 (旧：視認性を向上した道路標識の整備)	警視庁
36 都立公園の整備	建設局		
37 区市町村の公園整備事業への支援	建設局		
38 海上公園の整備	港湾局		
39 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化	環境局		
40 河川整備に合わせたバリアフリー化の推進	建設局		

I 円滑な移動、施設利用のための バリアフリー化の推進	(4) 面的なバリアフリー整備	新 臨海部におけるバリアフリーの推進	港湾局
		41 バリアフリー基本構想策定費補助	都市整備局
		42 東京都施行市街地再開発事業	都市整備局
		43 東京都施行土地区画整理事業	都市整備局
		44 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用	都市整備局
	(5) 自転車対策	45 駅前放置自転車クリーンキャンペーン	青少年・治安対策本部
II 地域での自立した生活の整備となる バリアフリー住宅の整備	(1) 公共住宅の整備	46 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進	都市整備局
		47 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用	都市整備局
		48 高齢者、障害者向け都営住宅の建設	都市整備局
		49 高齢者、障害者等向け公的賃貸住宅の整備 （シルバーピア・車いす住宅）	福祉保健局
		50 区市町村公営住宅整備事業助成	都市整備局
	(2) 民間住宅の整備促進	51 だれもが住みやすい民間住宅バリアフリー化の普及促進 （サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進、子育て世帯向け住宅の供給促進）	都市整備局
		52 都市居住再生促進事業	都市整備局
		53 マンション改良工事助成事業	都市整備局
		54 住宅改善事業（バリアフリー改修等） （高齢社会対策区市町村包括補助事業）	福祉保健局
	III にも配慮した情報バリアフリーの充実 さまざまな障害特性や外国人等	への(1) 障害者・外国人等の 情報提供体制の整備	55 視覚障害者向け都政情報の提供 （広報東京都の点字版・音声版等）
56 消費生活情報の提供（とうきょうくらしねっとCD版）及び字幕入り消費者教育DVDの作成			生活文化局
57 点字録音刊行物作成配布事業			福祉保健局
58 点字による即時情報ネットワーク事業			福祉保健局

Ⅲ さまざまな障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実	(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備	59 視覚障害者用図書製作貸出事業	福祉保健局
		60 字幕入映像ライブラリー事業	福祉保健局
		61 視覚障害者ガイドセンター運営事業	福祉保健局
		62 聴覚障害者意思疎通支援事業	福祉保健局
		63 手話のできる都民育成事業	福祉保健局
		64 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業	福祉保健局
		65 「外国語おもてなし語学ボランティア」育成事業	生活文化局
		66 交番における手話技能取得者による活動	警視庁
		67 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮	警視庁
		68 都営地下鉄駅の触知案内図・音声案内装置等の整備	交通局
新 東京都 I C T 遠隔手話通訳等モデル事業	福祉保健局		
(2) まちなかでの情報提供の充実	69 東京ひとり歩きサイン計画	産業労働局	
	70 隅田川案内サインの設置	建設局	
	71 観光案内所の運営	産業労働局	
	72 多言語メニュー作成支援ウェブサイトの構築	産業労働局	
(3) ホームページによる情報提供の内容充実	73 福祉のまちづくりホームページの内容充実	福祉保健局	
	新 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用	福祉保健局	
	74 TOKYO障スポ・ナビの運用	オリンピック・パラリンピック準備局	
	75 ウェブサイト等による観光情報の発信	産業労働局	
	新 バリアフリー観光の推進事業	産業労働局	
	新 アクセシブル・ツーリズムの推進	産業労働局	
Ⅳ 心の備え のまちづくり 災害時・緊急時	(1) 災害への備え及び対応	76 社会福祉施設等耐震化促進事業	福祉保健局
		77 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進	福祉保健局

IV 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり	(1) 災害への備え及び対応	78 帰宅困難者対策における要配慮者への支援	総務局	
		79 要配慮者の安全対策	東京消防庁	
		80 ヘルプカード作成促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業)	福祉保健局	
		81 外国人に対する防災情報体制の強化	生活文化局	
	おける事故防止	(2) 日常生活に	82 都民生活において生ずる事故防止対策の推進	東京消防庁
			83 ヒヤリ・ハット調査・商品テスト等による事故防止対策の推進	生活文化局
			84 商品等を起因とする事故の防止対策の強化	生活文化局
	V 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援	(1) 普及啓発の充実	85 福祉のまちづくりに関する普及推進	福祉保健局
			86 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局
			87 障害者等用駐車区画の適正利用の推進 (地域福祉推進区市町村包括補助事業)	福祉保健局
88 子育てにやさしい環境づくりの推進 (鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーン)			福祉保健局	
89 区市町村における福祉のまちづくりに関する普及啓発 (地域福祉推進区市町村包括補助事業)			福祉保健局	
90 建築物のバリアフリー化のための情報提供			都市整備局	
91 障害者理解促進事業			福祉保健局	
新 心のバリアフリーに向けた普及推進			福祉保健局	
教育の推進		(2) ユニバーサルデザイン	92 サービス介助士の資格取得の拡大	交通局
			93 福祉教育の充実	教育庁
			94 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業 (地域福祉推進区市町村包括補助事業)	福祉保健局
			95 児童等に対する総合防災教育	東京消防庁
(3) 社会参加支援		(3) 社会参加支援	96 盲ろう者支援センター事業	福祉保健局
			97 障害者社会参加推進センター事業	福祉保健局
			98 身体障害者補助犬給付事業	福祉保健局

V 心のバリアフリーと社会参加への支援 の強化と社会参加への支援 に向けた普及啓発	(3) 社会参加支援	99 ヘルプマークの推進	福祉保健局
		100 老人クラブ育成	福祉保健局
		101 高齢者の保護及び社会参加の推進	警視庁
		新 芸術文化による社会支援助成	生活文化局
	体制の整備 (4) 推進		
	102 東京都福祉のまちづくりの推進体制の整備	福祉保健局	

平成 30 年 6 月発行

登録番号(30)73

東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方

～2020 年とその先を見据えて～

意見具申

編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部計画課福祉のまちづくり担当

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 0 3 (5 3 2 0) 4 0 4 7

印刷所 シンソー印刷株式会社

東京都新宿区中落合一丁目 6 番 8 号

電話 0 3 (3 9 5 0) 7 2 2 1

